

牟岐町障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

令和4年8月

牟岐町長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 機関名                              | 牟岐町（町長部局）  |
| 任命権者                             | 牟岐町長   |
| 評価年度                             | 令和3年度  |
| 目標に対する達成度                        | <p>① 採用に関する目標：当該年6月1日時点の法定雇用率以上<br/>結果：実雇用率 1.09%（法定雇用率 2.6%）</p> <p>② 定着に関する目標：不本意な離職者を極力生じさせない<br/>結果：令和3年度の採用実績なし</p>   |
| 取組内容の実施状況                        | <p>① 障害者の活躍を推進する体制整備<br/>令和3年度は、障害者職業生活相談員の選任義務は生じなかったが、今後、選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。</p> <p>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出<br/>障害のある職員に対し、アンケート調査を実施した。さらに、所属長との定期的な面談等を行うことで、業務への適応状況等を把握し、対策を講じている。</p> <p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理<br/>障害のある職員と所属長との定期的な面談等を行い、必要な環境整備や配慮等について把握し、必要な措置を講じるよう努めている。</p> |
| 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果 | <p>実雇用率について、法定雇用率を下回っており、目標が未達成である。法定雇用率の早期達成にとどまらず、継続的な雇用に取り組んでいく。また、取組内容については、適宜実施や検討を進めており、雇用率の上昇に向け、障害者雇用のさらなる推進を進めていく。</p>  |
| 計画の見直し・修正                        | <p>令和4年度においては、計画の見直し及び修正は行わず、目標の達成に向けて、引き続き取り組みを進めていく。</p>   |